

しが障害者施設応援企業認定要領にかかるQ A

| NO | 内容 | 回答 |
|----|---|---|
| 1 | しが障害者施設応援企業に認定されるとどういったメリットがあるのか。 | 認定された企業に関しては滋賀県土木交通部が実施する入札参加資格審査の評価項目において、3点を加点します。 <u>(評価項目の加点については、応援企業の認定とは別に申請を行う必要があります)</u> |
| 2 | 申請から認定までにどれぐらいの期間がかかるのか。 | 4月～57月末までの申請期間中に受け付けた申請に関しては、おおむね月中に認定通知を発行します。添付書類の不足等により確認が必要な場合などは発行が遅れる場合があります。 |
| 3 | 発注実績とは税込みのことか。 | 見込みのとおり、税込みでの実績です。 |
| 4 | 障害者施設等の扱える物品・役務はどういったものがあるか。 | 滋賀県ホームページに生産活動を行っている事業所の製品サービスリストを掲載しています。また、大量の発注・比較的規模の大きな役務に関しては共同受注窓口（社会就労事業振興センター）により複数の事業所に発注することも可能です。 |
| 5 | 第2(2)ニにおける、「生産活動に直接資する材料・物品等」とはなにか。 | 障害者の就労促進・工賃向上に寄与する材料・物品であり、たとえば、被膜電線、木材、使用済みパソコン、緩衝剤（発泡スチロール）等を提供し、その後それを利用して、障害者施設の障害者が生産活動を行い、便益を得ることができるものです。その他個別的な事例については、ご相談ください。 |
| 6 | 第2(2)ニにおける、「定期的に提供していること」とはどの程度の頻度か。 | 生産活動を行う障害者施設（就労系サービス）については、障害者の就労促進のための働く場および訓練の場であるため、おおむね1年間を通して生産活動が可能な程度。また、材料・物品の提供により一定の働くための訓練等になると判断される期間（提供される物品等により個別に判断） |
| 7 | 第2(2)ニにおける、「ハに掲げる～金額に相当する便益」とはどういった判断基準か。 | 提供したものを障害者施設で利用し、生産活動を行い便益を得た際の金額で判断します。 |
| 8 | 第3において、前年度実績により認定と | 納品のあった4月を起算点とします。 |

| | | |
|----|---|---|
| | あるが、調達が3月、納品、支払いが4月となった場合はどうなるか。 | また、役務等については3月中に業務を開始し、4月中に終了した場合は業務の開始である3月を起算点とします。 |
| 9 | 第3において申請期間の4月～7月末までに取引事業所等から、領収書などの証明書の入手ができず申請が遅れた場合どうなるか。 | 認定要領：第3（申請必要書類）二（2）による書類の添付を行い申請期間中に申請してください。期限を過ぎて提出となった場合、認定が遅れたり、認定できない場合があります。 |
| 10 | 認定通知を紛失した場合、再発行は可能か。 | 任意様式により、しが障害者施設応援企業の申請者が障害福祉課に再発行申請をしていただければ、発行した認定通知書の写しを発行します。（ただし、発行できるのは前年度までの認定通知書の写し） |